

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子
件名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について		
	区分	○	1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>東京都が実施する保育所等利用多子世帯負担軽減事業の対象範囲が拡充され、令和5年10月より第2子の保育料が無料となる運用に変更となることから、当該規則の一部を改正するものである。</p> <p>また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、引用する条文について変更が生じることから改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 附則第4「多子世帯の保育料についての特例」に関する記述の改正。</li> <li>② 引用する条文の整合を図るための所要の改正。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和5年10月1日</li> <li>②令和5年9月16日</li> </ul> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国の法律及び東京都の制度に沿った規則となり、適切な運用及び保護者の経済的負担の軽減が図れる。</p>			
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課に審査済み。</p>			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。